

## 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期目標（素案）

### 前文

神奈川県立保健福祉大学（以下「大学」という。）は、保健、医療及び福祉人材を養成する拠点として、「保健・医療・福祉の連携と総合化」、「生涯にわたる継続教育の重視」及び「地域社会への貢献」の三つの基本理念のもとに、「ヒューマンサービス」というミッションを目指した教育、研究及び地域貢献に取り組み、学部、大学院及び実践教育センターの教育を通して、質の高い専門人材を輩出してきた。

一方で、急速に進む少子高齢化、グローバル化と情報化の進展、保健、医療及び福祉人材の不足など保健、医療及び福祉を取り巻く社会状況が大きく変化している中、大学には新たな知識や技術の発信源として、社会から期待が寄せられている。

そこで、神奈川県は、自主・自律的な大学運営のもと、保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有し、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材を育成し、その成果を社会に還元し、もって県民の健康と生活の向上に寄与することを目的に、平成 30 年 4 月に公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「法人」という。）を設置することとした。

この目的を達成するため、次のとおり中期目標を策定し、法人に対して指示するものである。

### 第 1 中期目標の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。

### 第 2 教育研究等の質の向上に関する目標

#### 1 教育に関する目標

##### (1) 人材の育成

保健、医療及び福祉の各領域に関わる幅広い知識と専門的な技術に基づき、豊かな人間性を兼ね備えたヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材の育成、現任者への継続教育及び大学の知的資源の積極的開放を通して、県民と地域社会の保健、医療及び福祉の向上に寄与する。

#### ア 学部教育

保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有する人材を育成する。

## イ 大学院教育

### (7) 保健福祉学研究科

#### 【博士前期課程】

保健、医療及び福祉に関わる広い理解を持ってそれぞれの分野と連携・協力を目指すことのできる高度専門職業人を育成する。

#### 【博士後期課程】

専攻分野について自立して研究活動を行い、保健福祉学の理論的基盤を探究し、かつ高度な専門的知識を有する研究者、教育者を育成する。

### (4) 公衆衛生学研究科（平成 31 年度開設予定）

保健、医療及び福祉に関わる広い知識を持ち、技術や社会システムの革新（イノベーション）を起こすことにより、ヘルスケア・ニューフロンティア構想の推進を担う高度な専門人材を育成する。

## ウ 実践教育センター

保健、医療及び福祉の分野に従事する者の継続教育並びに同分野に関する研究を実施し、時代の要請に応じたキャリア支援を行う。

## (2) 教育内容等

### ア 教育内容及び方法

保健、医療及び福祉分野に係る社会からの要請、学生からの要望、学術の発展動向などに的確に対応するため、教育内容の継続的な改善を図る。

また、学生が授業内容を深く理解し、知識や技術を確実に習得できるよう、効果的な授業形態を設定するとともに、教育方法の継続的な工夫に努める。

### イ 成績評価等

講義や演習などの到達目標を明示し、客観的かつ明確な成績評価基準による厳正な評価を実施する。

また、卒業認定及び修了認定は、学位授与方針等に従った基準により適切に認定する。

## (3) 教育の実施体制の整備

### ア 教員の配置

大学における質の高い教育を実施するため、適切な教員の配置を行うとともに優れた教員の確保に努める。

## イ 教育環境の整備

学生の学習意欲や教育効果を高めるため、大学の施設や教育備品等の計画的な整備と適切な維持管理により、教育環境の向上を図る。

## ウ 教員の教育能力の向上

より質の高い教育を提供することを目的に、ファカルティ・ディベロップメント（教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組）活動を充実させる。

## (4) 学生の受入れ

入学者受入方針や大学が求める学生像や教育理念、教育目標等に沿った適切な入学者選抜及び選考を実施する。

また、社会ニーズの変化や時代の要請を的確にとらえ、適宜、入学者受入れのあり方を検討する。

## 2 学生への支援に関する目標

### (1) 学生生活に係る支援

学生が充実した大学生活を送ることができるよう、学習支援や健康及び生活に関する支援を行うなど、学生への支援体制を整備し、充実させる。

### (2) キャリア支援

高い就職率及び国家試験の合格率を維持するため、進路情報の提供や研修等を行い、学生への充実した支援体制を整備する。

また、大学における県内の保健、医療及び福祉に係る就職者を確保するための取り組みを実施する。

## 3 研究に関する目標

### (1) 研究水準及び研究の成果等

県民の健康と生活の向上や地域社会の活性化のため、保健、医療及び福祉の分野において実践的な研究を行い、その成果を有効に活用する。

また、県と連携し、未病の改善による健康寿命の延伸等の研究に取り組み、県民の保健福祉の向上に寄与する。

### (2) 研究の実施体制等の整備

保健、医療及び福祉の分野において質の高い研究を行うため、研究活動を推進する体制を整備するとともに、研究活動の適正な評価を行い、その評価結果

を活用することで研究の質の向上に努める。

#### 4 社会貢献に関する目標

##### (1) 地域貢献

急速な少子高齢社会を迎えているなか、大学が有する人的資源及び教育研究成果を活用して、地域包括ケアシステムの構築など地域が抱える課題に対する支援や、地域との連携及び協働を推進する。また、県が設置する大学として、県に対しその知見や成果を提供するとともに、地域における「知の拠点」として保健、医療及び福祉の向上及び地域の活性化に取り組む。

##### (2) 産学官の連携

大学の持つ保健、医療及び福祉に係る特性を活かし、企業や行政機関等との研究協力を推進し、地域経済の活性化及び産業の発展に寄与する。

##### (3) 国際協働

国内における保健、医療及び福祉に係る教育研究の活性化と国際社会において活躍できる人材を育成するため、海外の教育研究機関と連携し、多様な教育研究活動を推進する。

#### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

##### 1 運営体制の改善に関する目標

理事長を中心とした組織体制のもと、教育研究の特性に配慮しつつ、法人の機動的かつ効率的な運営体制を構築する。

また、法人の意思決定や執行に至る過程について透明性を確保する。

##### 2 人事の適正化に関する目標

##### (1) 柔軟な人事制度の構築

法人組織の活性化を図るため、柔軟な人事制度を構築し、服務・勤務条件等を弾力的に運用する。

##### (2) 人材の確保と活用

業務の質の向上を図るため、職員の採用基準や評価基準等を明確に定め適切に運用するとともに、優れた人材を確保する。

##### 3 事務等の効率化・合理化に関する目標

教育研究に対するサポート機能の向上と法人・大学運営の効率化を図るため、事

務組織の見直しなど、効果的な事務運営に努める。

#### **第4 財務内容の改善に関する目標**

##### **1 自己収入の増加に関する目標**

法人経営の安定化を図るため、科学研究費補助金など外部研究資金の獲得やその他の自己収入の確保に努める。

##### **2 経費の抑制に関する目標**

大学における教育研究に配慮しつつ、組織運営の効率化等を図るため、法人業務全般について見直しを行い、経費の節減に努める。

##### **3 資産の運用管理の改善に関する目標**

大学の健全な運営を確保するため、資産の安全かつ確実な運用と適切な管理を行う。

#### **第5 その他業務運営に関する重要な目標**

##### **1 施設設備の整備、活用等に関する目標**

教育研究活動を円滑に実施するため、施設設備を適切に維持管理するとともに、地域開放など有効活用を図る。

##### **2 安全管理に関する目標**

学生や職員が安全かつ安心できる学習環境や職場環境を確保するため、防災等に係る危機管理体制を確立する。

また、情報セキュリティ対策の充実、個人情報の保護を徹底する。

##### **3 情報公開等の推進に関する目標**

法人の運営状況の透明性と説明責任を果たすため、教育研究及び組織運営の状況に関わる情報を積極的に公開する。

##### **4 社会的責任に関する目標**

法人としての社会的責任を果たすため、法令遵守の徹底、人権啓発の推進、環境への配慮などに努める。

#### **第6 自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標**

##### **1 自己点検及び評価の充実に関する目標**

教育水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活

動の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、外部からの点検及び評価を受ける。

## 2 自己点検及び評価の状況に係る情報の提供に関する目標

教育研究、業務運営、財務など法人運営全般にわたって透明性を確保するため、自己点検及び評価並びに第三者評価の実施結果を積極的に公表する。